

## 建築基準法第51条ただし書許可基準

愛知県知事が、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第51条ただし書の規定により許可する場合の基準は、次に定めるとおりとする。

### 第1 用語の定義

この許可基準において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 幹線道路 供用が開始されている幅員20m以上かつ4車線以上の道路をいう。
- 二 住居系用途地域 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域をいう。
- 三 既存集落 住宅等の敷地が直線距離で5.5m以内ごとに連なっているもので、その戸数の合計が45戸以上となるものをいう。
- 四 住宅等 一戸建ての住宅、長屋、共同住宅、寄宿舍及び下宿をいう（これらの用途以外の用途に供する部分を有する建築物を含む。）。
- 五 静穏な環境を必要とする施設 学校、病院、図書館、博物館、美術館、診療所及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第115条の3第1号に規定する児童福祉施設等その他これらに類する建築物並びに公園その他これに類する施設をいう。
- 六 公園 都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する都市公園及び同条第3項各号に掲げるものをいう。
- 七 鉄道線路 鉄道事業法施行規則（昭和62年運輸省令第6号）第9条第1号に掲げるものをいう。
- 八 緑化区域 樹木又は芝その他の地被植物（除草等の手入れがなされているものに限る。）で表面が被われている土地をいう。なお、樹木を植栽する場合は次に掲げる植栽密度とすること。
  - （1）成長樹高が概ね10m以上になる高木を植栽する場合は10㎡に1本以上
  - （2）成長樹高が概ね5m程度の低木を植栽する場合は10㎡に3本以上

九 主たる搬出入道路 原則として搬出入に使用する道路のうち搬出入口から搬出入車両の通行量が分散する交差点までの部分をいう。

十 緩衝帯 計画段階で予期できない騒音、振動等が発生した場合、公害対策を行うために敷地内に設ける空地をいう。

十一 廃棄物処理 搬入後の保管場所から搬出前の保管場所に至るまでの廃棄物の運搬及び処理する各工程をいう。

## 第2 対象施設

一 法第51条に掲げるごみ焼却場

二 廃棄物処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。以下「廃掃法施行令」という。）第5条第1項のごみ処理施設（ごみ焼却場を除く。）

三 廃掃法施行令第7条第1号から第13号の2に掲げる産業廃棄物処理施設

四 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）第3条第14号に掲げる廃油処理施設

## 第3 位置の基準

一 対象施設の敷地は工業地域、工業専用地域又は用途地域の指定のない区域（市街化調整区域）内であること。

二 対象施設の敷地は以下に掲げるものから100m以上離れていること。ただし、対象施設の敷地との間に幹線道路又は鉄道線路があり公害防止上支障がない場合は、この限りではない。

（1）住居系用途地域

（2）既存集落（工業地域及び工業専用地域にあるものを除く。）

（3）静穏な環境を必要とする施設の敷地

## 第4 道路の基準

一 敷地の搬出入口が面する道路の幅員は敷地面積に応じて下表の数値以上とすること。ただし、交通安全上支障がないと判断できる場合はこの限りではない。

敷地面積	道路幅員
0.3ha以上	9m
0.3ha未満	6m

二 道路の幅員により前号の規定を満足しようとする場合は当該幅員以上の道路に接続するまでこれを行うこと。

三 主たる搬出入道路は通学路と相当の区間にわたって重複しないこと。ただし、ガードレール等により物理的に歩道と車道が分離されている場合はこの限りでないが、通学路部分における搬出入車両の運行は児童の登下校に支障がないよう努めること。

## 第5 施設整備の基準

一 緑化区域は、敷地面積に対して20%以上とすること。

二 敷地は、廃棄物処理上及び車両通行上、支障がない形状であること。

三 公害防止対策について、以下に掲げる対策を行うこと。

(1) 敷地境界線に沿ってその内側に敷地面積に応じて下表の数値以上の緩衝帯を設けること。ただし、敷地面積が1.0ha以上の場合、緩衝帯幅と同規模以上で行政庁の管理に属する緑地、河川、水路、池沼、海及び道路並びに鉄道線路が隣接している部分については、その部分の緩衝帯の幅を1/2とすることができる。また、搬出入口等及び廃棄物処理を行わず通行の用のみに供する路地状部分は緩衝帯を設けないことができる。

なお、緩衝帯部分には公害防止上有効な塀、附属建築物及び緑化区域の樹木等を配置することができる。

敷地面積	緩衝帯の幅員
1.0ha未満	1m
1.0ha以上 1.5ha未満	4m
1.5ha以上 5.0ha未満	5m
5.0ha以上 15.0ha未満	10m
15.0ha以上 25.0ha未満	15m
25.0ha以上	20m

(2) (1)における緩衝帯の他、公害防止対策を万全に行うこと。

四 廃棄物処理に使用する車両の駐車場を敷地内に確保すること。また、その他所要の駐車場を敷地内に確保するよう努めること。

五 搬出入口は、交差点（2以上の道路の幅が6 m以上のものに限る。）から5 m以内の部分（中央分離帯のある道路にあっては、その道路のうち丁字路の交差点において他の道路と交差ししない側の部分を除く。）に設けてはならない。

## 第6 事前調整・説明等

次に掲げる事前調整・説明等を許可申請前に実施すること。

一 対象施設の設置に必要な他法令の許可等に係る調整（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等）。

二 対象施設の敷地が存する市町村に対する事業計画の概要に関する事前説明。なお、敷地が他の市町村に接する場合など、必要に応じて隣接する市町村に対しても行うこと。

三 次に掲げる者に対する事業計画の概要に関する事前説明。ただし、廃棄物の適正な処理の促進に関する条例（平成15年愛知県条例第2号）第9条に基づく説明会を行った場合はこの限りではない。

（1）対象施設の敷地境界線から30 m以内の居住者、土地の所有者・権利者及び建築物の所有者・権利者（対象施設の敷地が工業専用地域である場合は除く。）

（2）対象施設の敷地を区域を含む自治会等地元組織の代表者（対象施設の敷地が工業地域又は工業専用地域である場合は除く。）

## 第7 特例

この基準の施行日以前に許可を受けた対象施設で許可内容の変更を行うとき、都市計画上支障がないと認められる場合は、この基準によらないことができる。

### 附 則（平成28年3月22日）

一 この基準は平成28年7月1日から施行する。

### 附 則（平成28年11月30日）

一 この基準は平成29年2月1日から施行する。